

仕様書

- 1 委託業務の名称
防災拠点施設の除草及び調整池内の残土処理業務委託
- 2 業務委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 業務委託場所
酒田市四ツ興野地区の消防本部に隣接する敷地内（別紙箇所図のとおり）
- 4 業務内容
 - (1) 年3回の除草作業、年2回の調整池内の残土処理作業を行う。
 - (2) 除草作業は、5月、7月、9月に行い、残土処理作業は5月、9月に行うものとする。ただし、委託者により作業日程について指示があった場合はこの限りではない。
- 5 業務内容詳細
 - (1) 除草作業
 - ①除草剤塗布作業
 - ・委託場所の雑草に除草剤の塗布を行うものとする。
 - ただし、除草剤は雑草に直接塗布し、全面噴霧は行わないこととする。
 - ・調整池内では除草剤は使用しないこと。
 - ②草刈作業
 - ・除草剤塗布作業完了後に、雑草の枯れを確認し、草刈機等を使用し、草刈作業を行うものとする。ただし、防草シート部分、調整池法面、草刈機等では作業できない部分にあっては、傷をつけないように手作業（草刈りカマ等は使用可）で行うものとする。
 - ・刈った雑草を収集し、ダンプトラック等で処分場まで運搬し処分するものとする。
 - (2) 調整池内の残土処理作業
 - ・調整池内の底面に堆積している土砂、藻、雑草などを重機等で収集し、調整池内に仮置きの上、余分な水分を除去後にダンプトラック等で酒田市指定の場所まで運搬することをもって処理作業とする。
- 6 報告
受託者は、各作業終了後に作業完了報告書（任意様式）と作業前後が分かる

写真を速やかに提出し、委託者が行う検査を受けること。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料は、各作業完了後の支払いとする。
- (2) 受託者は、委託者が「6 報告」で行う検査に合格したあとに委託料を請求することができる。
- (2) 委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 受託者は支払計画書を委託者に提出して承諾を得ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。